

学習院女子大学学位規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位について学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定、学習院女子大学学則（以下「本学学則」という。）及び学習院女子大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

学士（日本文化）

学士（国際コミュニケーション）

学士（英語コミュニケーション）

3 修士の学位には、次の専攻分野を付記する。

修士（国際文化交流）

第2章 学 士

(学士の学位)

第3条 本学において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(学士学位授与の時期)

第4条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

第3章 修 士

(修士の学位)

第5条 本学大学院の課程を経た者には、本大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(修士論文又は特定課題研究報告書の提出)

第6条 修士論文又は特定課題研究報告書（以下「修士論文等」という。）は、学位申請書を添え、研究指導教員を経て研究科委員長に提出する。

2 修士論文等の提出は在学中でなければならない。

(修士論文等)

第7条 修士論文等は、主論文1篇又は主報告書1篇とする。ただし、自著の参考論文を添付することができる。

2 修士論文等において使用する言語は、研究科委員会において定める。

(特定課題研究報告書)

第8条 特定課題研究報告書は、「海外特別演習」又は「インターン研修」を履修し、研究指導教員の承諾を得た者のみが提出できる。

2 特定課題研究について必要な事項は、別に定める。

(審査委員)

第9条 修士論文等の審査委員は、次の各号に定めるものとする。

- 一 研究指導教員
 - 二 当該修士論文等の内容に最も近い科目あるいはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授2名以上。ただし研究科委員会は、審査のために適切であると認めるときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができる。
- 2 修士論文等の審査においては、研究指導教員が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が研究指導教員である場合において、審査のため必要があると認めるときは、研究指導教員以外の教授を主査とすることができる。
- 3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院担当教員又は学外の大学院・研究所の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査及び試験)

第10条 審査委員は、修士論文等の審査及び試験を行う。

2 試験は、修士論文等を中心として、これに関連のある分野について口頭により行うものとする。ただし、論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験は行わない。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士論文等の審査及び試験を終えたときは、修士論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、修士の学位を授与するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科委員会委員長は学位論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、修士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を添えることを要しない。

(修士学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位記を授与し、修士の学位を授与できないものと議決された者にはその旨を通知する。

(修士学位授与の時期)

第15条 修士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。ただし、研究科委員会の決定するところにより、3月のみとすることができる。

第4章 学位の名称

(学位の名称)

第16条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、次のように授与された学位に従って学位の種類、専攻分野及び本学名を付記するものとする。

学士（日本文化）学習院女子大学

学士（国際コミュニケーション）学習院女子大学
学士（英語コミュニケーション）学習院女子大学
修士（国際文化交流）学習院女子大学

第5章 学位の取消

(学位の取消)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は、学士については教授会の議を経て、修士については研究科委員会の議を経て、学位を取り消すことができる。

2 前項の議決は、学士については教授会構成員の、修士については研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第6章 学位記

(学位記及び書類の様式)

第18条 学位記及び学位の申請に関する書類の様式は、別表による。

第7章 改正

(改正)

第19条 この規程の改正は、研究科委員会及び教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

学士 学習院女子大学学則第 35 条

学習院女子大学学位規程第 3 条による

学位規程

第 号	学 習 院 長 学 習 院 女 子 大 学 長 学 習 院 女 子 大 学 国 際 文 化 交 流 学 部 長 学 習 院 長 印 印 印	平 成 年 月 日	学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る。 学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る。	本 学 に 於 い て 成 規 の 試 験 に 合 格 し た の で	氏 名	国 際 文 化 交 流 学 部 学 科	学 位 記
--------	---	-----------------------------------	--	--	--------	--	-------------

修士 ア（修士論文による場合）

学習院女子大学大学院学則第 21 条

学習院女子大学学位規程第 5 条および第 6 条による

第 号	平成 年 月 日	学位記
学習院女子大学長 印	交流）の学位を授与する。	氏名 年 月 日生
	審査および最終試験に合格したので、修士（国際文化	
	の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の	
	本大学院国際文化交流研究科国際文化交流専攻	

イ（特定課題研究報告書による場合）

学習院女子大学大学院学則第 21 条

学習院女子大学学位規程第 5 条および第 6 条による

第 号	平成 年 月 日	学位記
学習院女子大学長 印	（国際文化交流）の学位を授与する。	氏名 年 月 日生
	報告書の審査および最終試験に合格したので、修士	
	の修士課程において所定の単位を修得し特定課題研究	
	本大学院国際文化交流研究科国際文化交流専攻	

諸 規 程 等

学習院女子大学大学院長期履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第33条第5項に基づき、長期履修生に関し必要な事項を定める。

(長期履修生)

第2条 本大学院学則第33条に基づき入学を許可された者は、長期履修生となることができる。

(履修計画年数)

第3条 長期履修生は、3年・4年・5年・6年・7年・8年のいずれかの履修計画年数を選択し、入学時に申請しなければならない。

2 入学時に申請し許可された履修計画年数は、変更することはできない。

(在学年限)

第4条 長期履修生は、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。

(休学)

第5条 長期履修生の休学期間は、通算して4学期を限度とする。

(入学金・授業料その他)

第6条 長期履修生の入学金・授業料その他は、本大学院学則第27条第2項及び第3項並びに第30条から第32条までの規定による。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修生が履修計画年数を超えて在学する場合は、本大学院学則別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

学習院女子大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学生以外の者で、本大学院の授業科目の1科目あるいは数科目の履修を希望し、本学研究科委員会の承認を得た者を科目等履修生という。

(履修期間)

第3条 履修期間は半年とし、学期ごとに願い出るものとする。

(単位の認定)

第4条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。

(出願手続き)

第5条 出願する者は、出願要項に定められた期間内に、次の書類等を提出しなければならない。

一 科目等履修生願（所定の用紙）

- 二 最終卒業学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
 - 三 履歴書（市販用紙、最近3か月以内撮影の写真添付）
 - 四 学則別表5に定める選考料
- 2 前項の規定にかかわらず、学習院女子大学の卒業生については、第2号及び第3号の書類の提出を免除する。ただし、卒業後1年以上経過した者は、第3号の書類を提出しなければならない。

(登録手続き)

第6条 履修を許可された者は、以下に掲げる費用の全額を、出願要項に記載する期間内に納入しなければならない。

- 一 学則別表5に定める登録料
 - 二 学則別表5に定める履修料
 - 三 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあってはその経費
- 2 前項の手続きを完了した者には、科目等履修生証を交付する。

(履修科目数の制限)

第7条 科目等履修生が履修できる科目数及び単位数は、1学期につき4科目8単位までとする。ただし、学位授与機構の修士学位を取得する目的で履修する場合は、研究科委員会の審査に基づき、上限を超えて履修を許可することがある。

(規則の遵守)

第8条 科目等履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

学習院女子大学大学院委託生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という）学則第35条の規定に基づき、委託生に関して必要な事項を定める。

(委託生)

第2条 大学を卒業した者、又は本大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という）によってこれと同等以上の学力があると認められた者が、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき、研究を主たる目的として本大学院に入学を希望する場合には、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(選考)

第3条 委託生の選考は、研究科委員会が行う。

(受入期間)

第4条 委託生の入学時期は毎学期の始めとし、在学期間は1学期又は2学期とする。ただし、研究科委員会において特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(単位の認定)

- 第5条** 委託生は、1学期につき5科目10単位を限度として本大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 履修した授業科目の修了試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。

(出願手続き)

第6条 委託生の出願は、所定の委託生願書に必要事項を記載し、これに本人の履歴書及び委託生研究計画書を添えて学長に願い出るものとする。

(受入れの許可)

第7条 委託生の受入れは、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(受託料)

第8条 委託生として入学が許可された者は、本大学院学則別表6の受託料を納付しなければならない。ただし、委託生が授業科目の履修を希望しない場合の受託料は別に定めるところによる。

(学生証)

第9条 委託生は所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(施設等の利用)

第10条 委託生が研究等に必要な学習院女子大学諸施設の利用については、本大学院学生に準じる範囲とする。

(学修報告)

第11条 委託生は研究等が完了した時点で、指導教員の指導に基づき研究等の成果を本大学院研究科委員長に報告するものとする。

(規則等の遵守)

第12条 委託生は、正規課程の本大学院学生と同様に本大学院の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第13条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

学習院女子大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第36条に基づき、研究生に關して必要な事項を定める。

(研究生)

第2条 大学院修士課程（博士前期課程）修了者、又は学習院女子大学研究科委員会（以下「委員会」という。）によってこれと同等以上の学力があると認められた者が、本学教員の指導のもとに、特定の専門事項についての研究を願い出たときは、委員会の承認を経て研究生となることができる。

2 研究生は、指導教員の研究指導を受けなければならない。

(研究期間)

第3条 研究期間は、原則として2学期とする。

(修了試験の受験)

第4条 研究生がその履修した科目の修了試験を受けることを希望した場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。

2 前項により修了試験を受けることを希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

(出願手続き)

第5条 出願する者は、出願要項に記載する期日までに、次の書類等を提出しなければならない。

一 研究生願（所定の用紙）

- 二 最終大学院の修了証明書及び学業成績証明書
 - 三 履歴書（市販用紙、最近3か月以内撮影の写真添付）
 - 四 最終大学院教員による推薦書
- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院卒業生については、第2号から第4号までの書類の提出を免除する。ただし、卒業後1年以上経過した者は、第1号及び第3号の書類を提出しなければならない。

(研究指導料)

第6条 研究生として許可された者は、以下に掲げる費用の全額を、出願要項に記載された期間内に納入しなければならない。

- 一 学則別表6に定める研究指導料
 - 二 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあつてはその経費
- 2 前項の手続きを完了した者には、研究生証を交付する。

(規則の遵守)

第7条 研究生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第41条に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 学習院女子大学（以下「本学」という。）学生以外の者で、本学の授業科目について履修を希望し、本学教授会（以下「教授会」という。）の承認を得た者を科目等履修生という。

2 科目等履修生は、図書館司書に関する科目を履修することはできない。ただし、次の各号に掲げる者が科目等履修生として認められたときは、この限りでない。

- 一 本学大学院学生
- 二 本学の卒業生又は大学院修了生
- 三 学習院大学の学生（大学院学生を含む。）
- 四 学習院大学の卒業生又は大学院修了生で在学中に特別履修生又は科目等履修生として図書館司書に関する科目の単位を修得した者

3 科目等履修生は、博物館に関する科目（博物館に関する科目に該当する各学科の専門科目及び共通科目を除く）を履修することはできない。ただし、前項第1号又は第2号に該当する者は、この限りでない。

4 履修することができない科目については、前2項のほか、出願要項に定める。

(履修期間)